

平成23年5月31日

保護者 様

垂井町立垂井小学校
校長 長澤 秀和

垂井町に暴風警報が出ている場合等における児童の登下校について

新緑の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。日頃は、本校の教育活動に、ご支援とご協力をいただきありがとうございます。

垂井町に暴風警報が出た場合等の登下校の措置は、下記のようなのでお知らせします。(垂井町内で、統一された基準となっております。)

記

- 1 暴風警報が出ている場合は、自宅で待機する。
- 2 暴風警報が解除された場合
 - (1) 午前7時までに警報が解除された場合
→平常どおり登校する。
 - (2) 午前9時までに警報が解除された場合
→解除後、1時間を経てから授業を開始する。
 - (3) 午前9時を過ぎてから11時までに警報が解除された場合
→午後1時から授業を開始する。
 - (4) 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合
→当日の授業を中止する。

ただし、(1)(2)(3)の場合において、道路・橋の破損等で通学路が危険な場合、自宅の被害が著しい場合には、登校する必要はありません。

- 3 児童が登校してから暴風警報が出た場合
 - (1) 気象状況、道路の状況等を判断して、児童を安全に帰宅させることができる場合
→当日の授業を中止して、すみやかに下校させる。
 - (2) 下校させるのが危険と判断した場合
→保護者の迎えで、保護者とともに帰宅する。
保護者の迎えがあるまで学校で待機する。

(1)(2)の場合とも、保護者の皆様には垂井小安心メール及び連絡文書で、お知らせをいたします。

- ※ 上記の場合は、暴風警報が出ている場合の措置です。大雨警報や洪水警報では、特別の事情がない限り、学校は休校にはなりません。
しかし、大雨等で通学路が危険な場合や、自宅・自宅周辺の被害が著しくて危険な場合等も、あえて登校する必要はありません。
登校する場合は、十分に安全を確認してから来るようにしてください。
- ※ 緊急時は、学校の電話も混み合います。連絡は緊急事項のみとして頂き、地域・分団で解決できることについては、そちらでの対応をお願いします。

※ この文書は、目にふれるところに保管ください。